

第1章 総則

(目的)

第1条 本就業規則は、特定非営利活動法人ORGAN（以下「法人」という。）の従業員のサービス及び就業の条件等を定めることにより、企業の円滑な運営と企業秩序の維持確立を目的とするものである。

(従業員の定義及び適用範囲)

第2条 本就業規則の適用対象となる従業員とは、本就業規則第2章第1節に定める採用に関する手続きを経て、期間の定めなく正職員又は短時間正職員（以下、「正職員等」という。）の呼称で採用された者をいう。

2 次の非正規職員の呼称で採用された従業員については、本就業規則は適用しない。

- 一 有期契約職員・無期契約職員
- 二 有期アルバイト・無期アルバイト
- 三 定年後嘱託職員

(従業員の遵守義務)

第3条 従業員は、本就業規則に定められた義務を誠実に履行し、企業秩序の維持に努めなければならない。

以下、非公開